

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たるときは、
その翌日)

目 次
◇ 告 示 森林病虫害等防除法による松くい虫の駆除命令
土地改良事業計画の適否の決定(四件)
土地区画整理事業の認可

告 示

鳥取県告示第七百九十四号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 区域及び期間

(一) 区域

鳥取市、倉吉市、米子市、境港市、岩美郡、気高郡、八頭郡河原町、八東町及び用瀬町、東伯郡泊村、東郷町、羽合町、北条町、大栄町及び東伯町並びに西伯郡日吉津村、淀江町、大山町、名和町、中山町及び岸本町一円

(二) 期間

昭和五十二年十月二十七日から昭和五十三年二月二十八日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置については、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(二) 三に掲げる措置を行った者で、損失補償を受けようとするものは、別に定める申請書を、速やかに、三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局長(以下「局長」という。)に提出するものとし、その提出があつたときは、局長はその措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

鳥取県告示第七百九十五号

昭和五十二年六月二十七日付けで智頭町から申請のあつた土地改良(米井地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百九十六号

昭和五十二年八月十二日付けで船岡町から申請のあつた土地改良(沖代地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

船岡町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百九十七号

昭和五十二年九月九日付けで溝口町から申請のあつた土地改良(中祖地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百九十八号

昭和五十二年九月八日付けで溝口町から申請のあつた土地改良(富江地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十月八日から二十日間、

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百九十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第四条第一項の規定に

基づき、浜坂新田土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の住所及び氏名又は名称

鳥取市西町一丁目二〇一番地

財団法人鳥取開発公社

鳥取市吉方温泉三丁目一六八番地

鳥取市丸山町一三三番地六

鳥取市浜坂五五三番地二

兵庫県西宮市鳴尾町一丁目二四番二号

鳥取市浜坂三九七番地

大阪市東住吉区喜連町一一四二番地

鳥取市本町二丁目二〇九番地

鳥取市浜坂五四四番地二

鳥取市湯所町一丁目四一〇番地

鳥取市浜坂四〇九番地

二 事業施行期間

昭和五十二年十月七日から昭和五十四年三月三十一日まで

三 施行地区

鳥取市浜坂字松中及び字荒神山道ヨリ北の各一部

四 土地区画整理事業の名称

浜坂新田土地区画整理事業

五 事務所の所在地

鳥取市西町一丁目二〇一番地

財団法人 鳥取開発公社内

六 施行認可の年月日

昭和五十二年十月四日

七 事業年度

昭和五十二年度及び昭和五十三年度

八 公告の方法

鳥取市役所前の掲示場に掲示する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】